

# 事例から学ぶ 相談員のための **トラブル対策** NEWS

## 「圧迫骨折はショートで起きた」と医師も言っている

### ■「ショートの浴槽で圧迫骨折した」という家族

Mさんは、軽度の認知症があるショートステイの女性利用者です。ショートを退所した翌日に娘さんから電話があり、「母が腰痛圧迫骨折で1カ月の通院と診断された。ショートステイで起きたものと医者が言っている」と言うのです。詳しく事情を聞くと、帰宅後しばらくしてMさんが腰痛を訴えたため、整形外科を受診したところ、骨折していたということでした。医師から、心当たりを聞かれたMさんは「施設の風呂でよろけて溺れそうになった」と答えたそうです。

相談員が職員に聞き取り調査を行いました。よろけて溺れそうになった事実は確認できず、娘さんに電話で報告すると、「母の言うことに間違いはない。医者もよろけたのが原因だと言っている」と話を聞いていただけませんでした。相談員は施設長に相談し、Mさんの娘さんに謝罪の上、治療費などの事故の損害賠償金を支払うことになりました。その後施設にて、整形外科医に確認すると、「風呂で溺れそうになった」と本人が言うので、「その時に骨折したのかもしれない」と言ったが、断言はしていないと言います。

## 賠償責任の有無を確認しないで賠償を約束してしまうと

### ■施設に賠償責任はあるか？

Mさんの娘さんは「施設の風呂でよろけて溺れそうになり圧迫骨折が起きたので補償すべき」と主張していますが、ショートステイの賠償責任を主張するには次の3点を確認する必要があります。

- ①ショートステイのサービス提供で事故が発生したこと
- ②ショートステイで起きた事故とMさんの腰椎圧迫骨折に因果関係があること
- ③ショートステイで起きた事故にショートステイの過失があること

**過失！**



これらを検証してみましょう。1点目。娘さんは「風呂でよろけて溺れそうになった」とショートステイのサービス提供中の事故であると主張していますが、その事実が確認されていません。また、そのように述べているのは軽度認知症の高齢者ですから、その信憑性も高いとはいえません。2点目。「風呂でよろけて溺れそうになった」ことが事実だと仮定して、よろけて腰椎圧迫骨折が起きるのでしょうか？腰椎圧迫骨折の原因は、「尻もち」「重量物の持ち上げ」「勢いよく椅子に座る」など、腰椎が上下に強い圧迫を受けたことで起こります。ですから、浴槽内でよろけただけで、腰椎圧迫骨折が起きるとは考えにくいでしょう。その上、入浴直後に痛みを訴えたのであれば、入浴中の事故の可能性も否定できませんが、痛みを訴えたのは帰宅した後です。3点目。入浴介助中によろけたことが確認されていませんから、当然過失の有無も確認は難しくなります。

### ■事故の因果関係と過失の確認を

ショートステイの管理者や相談員は、「ショートステイで起きた事故で利用者がケガをしたら賠償すべきである」と考えている人がいますが、ショートステイに賠償責任が発生するのは、前述の3点の事実等が確認された場合だけです。Mさんの事故では、3点の事実がどれも確認できておらず、本来、賠償義務のない費用を支払ったのかもしれない。

「ショートステイで事故に遭った」と家族が訴えてきたら、「事故発生状況」「過失の有無」「事故とケガの因果関係」の3点を迅速に確認しなければなりません。医師の言った言葉でも鵜呑みにせず、診断書入手して、傷病の原因の確認が必要になります。Mさんの事故では賠償責任が明らかでなく、保険会社から保険金が支払われない可能性も考えられます。

#### 発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
マーケット開発部 市場開発室  
担当 堀江・窪田 TEL 03-5789-6456

監修：株式会社安全な介護 代表 山田 滋

#### 担当課支社・代理店